

議案第 77 号

太宰府市ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する
条例について

太宰府市ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部を別紙のとおり改正
する。

令和6年12月 3日 提出

太宰府市長 楠 田 大 蔵

理 由

児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）及び同法施行令（昭和36年政令第405号）の改正に伴い、条例の一部を改正する必要性が生じたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

太宰府市ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例

〔 令和 年 月 日 〕
〔 条 例 第 号 〕

太宰府市ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例（昭和58年条例第20号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項第4号、第6号及び第7号中「第2条の4第8項」を「第2条の4第7項」に改め、同項第8号中「第2条の4第7項」を「第2条の4第6項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。